



生 議 第 1 1 号

平成 2 5 年 2 月 7 日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市議会議長 山 田 正 弘

議会と行政のより良い関係の構築に向けての要望書に対する
回答について

このことについて、平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日付け生秘第 1 8 号で要望のありました議会運営に関する各事項につきまして、別紙のとおり回答いたします。

議会運営に関する事項の取扱いについて

議会として、既に下表の通り各項目の取扱いを定めている。

対象会議	項目	市長の提案	議会における取扱い
本会議又は委員会	趣旨不明な発言	理事者への反問権の付与	趣旨不明な発言に対し、質問の趣旨を確認することについては、既に議会運営委員会の決定に基づき認めており、実行されている。
本会議又は委員会	事実関係の確認質問、趣旨不明な質問、市以外の事務への質問、自説を述べる発言	議長、委員長による議事整理権による発言者への指導	提案の事項については、既に、一般質問において、議長から各議員に対し、注意を促しており、本会議においては、会議規則第58条の規定により、委員会においては、同規則第113条の規定により、議事整理を行っている。
本会議	通告にない質問	発言通告書への発言趣旨の明記と議長による議事整理権の発動	今後とも、議長もしくは委員長により、円滑な会議運営を図る。
本会議又は委員会	詳細な数値の質問等	関係部署への事前確認	
本会議	詳細なデータを求める一般質問	一般質問通告書への照会事項の明記	照会事項がある場合は、一般質問通告書に明記するように受付時に促している。
法令審査の依頼及び施策の照会	議員提出議案に係る案文の審査	議長(議会事務局)を通じて総務課に依頼	条例案、条例修正案等の作成に際しては、既に、議会事務局を通して総務課に依頼している。

議長の判断により、下表の通り各項目の取扱いを定める。

項目	内容	市長の提案	議会における取扱い
行政文書の入手	公表されないことを前提に作成された文書の提供	情報公開制度に基づく開示請求手続き	基本的には理事者側での対応に沿うことから、「文書等の開示及び情報提供に関するガイドライン」が作成され次第、その内容を全議員に周知する。
	公表されることを目的に作成された文書又は求めに応じ任意に提供できる情報が記録された文書の提供	仮称「文書等の開示及び情報提供に関するガイドライン」に基づく提供	
管理職員の議会対応	議会審議に対する議会運営への対応	議会要覧の配布	議会要覧の掲載内容のうち、条例・規則・規程は「生駒市例規集」に掲載されている。 議会申合せや先例については、議会事務局と相談し、グループウェアを利用した対応を検討する。
議会（議長・副議長）への報告	現状：書面と口頭により、まず正副議長へ報告し、正副議長の判断により、全員協議会で周知するか、議員連絡箱を通じた書面による周知をするかを選択している。	手法： 原則、議員連絡箱を通じた書面による周知 案件に応じて、委員会での所管事務調査（閉会中も実施できるような条件整備が不可欠）	委員会で報告を受けることを基本とし、1週間前に委員会の開催通知を行うことを前提として、時間的に余裕を持って理事者側から正副議長に報告を受けるとする。 そこで、年間を通して議会が調査することができるようにするため、今年度と同様に役員改選時に、各常任委員会において、所管事務全般に関する継続調査の議決を行う。 委員会によらない場合の周知方法については、正副議長が事案ごとに判断する。（ 1）

項目	内容	市長の提案	議会における取扱い
常任委員会	審査項目のその他における所管事務調査	廃止もしくは廃止が無理な場合は事前通告制の導入	委員会を頻繁に開催することが困難であることを踏まえれば、議員は行政課題に対して持った疑問を会期中に質す必要があり、適宜の質問を廃止する(事前通告制を義務付ける)ことはできない。正確な答弁を得て、効率的な調査が可能となるよう、極力、各委員が予定している質問を担当課に対し事前に知らせるよう促す。
常任・特別委員会	付託案件の審査	議案説明の廃止 (議案説明会実施の場合)	委員会において、審査に正確さを期すため、委員会において判断して説明を求める場合がある。よって、委員が必要と認める場合に、会議に諮って委員会として説明を求めることとする。

- 1 基本的に新規事業など重要事案については、委員会における所管事務調査として報告を受け質疑等を行うことが必要と考えている。しかし、現状では、理事者側から時間的に余裕を持った報告を受けておらず、委員会の開会が困難なため、やむを得ず全員協議会において説明を受けている状況にある。

以下の提案については、今後議会内で協議し取扱いを決定する。

対象会議	項目	市長の提案
本会議又は委員会	開議時間	30分又は1時間の前倒し
議案説明会	関係部長による議案説明	議案説明会の廃止 (口頭から文書による説明に代える)
常任・特別委員会	付託案件の審査	委員外議員の質問の廃止、もしくは廃止が無理な場合は事前通告制
本会議	委員長報告	議案の賛否に係る発言の追加 (2)
市長の専決処分事項指定	一定金額以下の補正予算、事務執行に係る議会審議の専決化	条例化による専決処分事項の指定 (3)
市長の専決処分事項指定	議会の議決した工事の変更契約手続き 当初契約金額の10%以内の額(3,000万円限度)に係る変更契約	議会の議決による指定

- 2 平成10年に委員会の会議録を作成することを前提として、委員長報告は「委員会の開催日、審査件名及び審査結果の報告」とした。現在、会議録に加え、インターネットを通じて本会議と委員会の様子を配信していることから、既に賛否の理由については、明確かつ透明性が確保された形で公表されている。
- 3 行政をチェックする機関である議会の立場からは、極力、専決処分をなくすことが基本となる。その上で現実的、効率的な行政事務の執行に協力するという観点から、専決処分を認められる対象、その範囲、要件などについては十分に精査する必要があると考える。